

「令和6年度嬉野市うれしの茶交流館年間イベント業務委託」
プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和6年度嬉野市うれしの茶交流館年間イベント業務(以下「本業務」という)を委託する事業者を選定するための企画提案(以下「本企画提案」という)について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査し、選定するために、必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、魅力あるうれしの茶交流館をつくるため、年間を通じたイベントの開催・広報活動により、嬉野市内のみならず近隣の県での認知度を高め、うれしの茶交流館への集客を図ることを目的とする。

イベントの内容については館内での定期的な小イベントや茶に関する企画展、旅館等地場産業と連携したイベント、駐車場を活用した屋外でのマーケット等、賑わいを創出して外からも目に留まり、気軽に立ち寄りたくなるイベントを実施して集客を図るものとする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託予定上限額(消費税及び地方消費税含む)

4,000,000円

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者は、以下の全てを満たす事業者等とし、本業務委託を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

なお、参加要件確認のため、所管の警察署へ照会する場合がある。

(1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。

(2) 過去に同種の業務を受託した実績があること。

ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者
- ④ 契約の日以前6か月以内に金融機関において、不渡り手形を出している者
- ⑤ 参加表明書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けている者

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者
- ⑦ 嬉野市暴力団排除条例(平成24年嬉野市条例第2号)第2条第4号の規定に該当する者
- ⑧ 国税・都道府県民税及び市町村民税を滞納している者

3 募集方法及びスケジュール

本市ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

内 容	日程・期限
公募開始	令和6年4月24日(水)
質問書の提出期限	令和6年5月10日(金)17:00必着
参加表明書提出期限	令和6年5月10日(金)17:00必着
参加資格審査結果通知	令和6年5月13日(月)発送
質問書への回答	令和6年5月14日(火)までに回答
企画提案書提出期限	令和6年5月20日(月)17:00必着
審査(プレゼンテーション)	令和6年5月30日(木)
審査結果通知及び公表(予定)	令和6年6月3日(月)

4 参加手続き等

(1) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和6年5月10日(金)17時(必着)
- ② 提出方法 電子メール(chagyou@city.ureshino.lg.jp)、郵送又は持参
- ③ 提出書類 参加表明書(様式第1号)
会社概要及び過去の類似事業の主な受注等の実績
(様式第2号)
- ④ その他 参加意向申出書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届(様式第3号)を提出すること。

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 公募開始から令和6年5月10日(金)17時まで(必着)
- ② 提出方法 質問票(様式第4号)により、
電子メール(chagyou@city.ureshino.lg.jp)、FAX、郵送又は持参
- ③ 質問回答 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、嬉野市ホームページに令和6年5月14日(火)までに掲載する。(個別の回答は行わない。)

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、書面により発送する。

(4) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和6年5月20日(月)17時まで(必着)
- ② 提出方法 郵送又は持参
- ③ 提出物 業務内容に関する企画提案書(任意様式)(7部)
見積書(任意様式)(7部)
- ④ その他 企画提案書の内容等は別紙「企画提案書作成要領」を参照。

5 評価基準・審査方法

本プロポーザルの審査については、「令和6年度嬉野市うれしの茶交流館年間イベント業務委託プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が、下記に定める評価基準に基づき審査を行い、評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。なお、この審査に対する異議申し立てはできないものとする。

(1) 評価基準について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	評価項目	配点
基本的要件	本事業の目的・実施方針を理解したうえで、企画が提案されているか	10
	同種、類似業務の実績があり、業務遂行に十分な能力を有しているか	5
	業務を確実に遂行するにあたって、十分な人員が配置されており、必要に応じて早急な対応が可能な体制が構築されているか	5
企画立案・実施	年間を通じたイベントの開催・広報活動でチャオシルの認知度を高める内容となっているか。	15
	チャオシル館内での小イベント及び屋外スペースまで利用した大イベントであり、茶の企画展や季節ごとの定期的なイベント、旅館等地場産業と連携したイベントとなっているか。	15
	賑わいを創出して外からも目に留まり、また気軽に立ち寄りたくなる魅力的なイベントとなっているか。	15

	イベント周知について、WEBやSNS等の幅広い媒体が活用され広く効果的な集客が図られているか。	15
	無理のない事業計画であり、適正な期間が設定されているか。	10
見積金額	本業務にかかる費用は適当な額となっているか。	10

(2) 選定方法

提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最適提案者を選定する。

【審査（プレゼンテーション）の実施】

- ① 実施日 令和6年5月30日（金）10時～12時予定
- ② 提案者出席者数 3名以内
- ③ プレゼンテーションに要する時間
概ね30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。
- ④ プレゼンテーションの内容
プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑤ プレゼンテーションに要する機材
パソコン、モニターは市が準備する。ただし、パソコンについては提案者の持ち込みも可とする。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

6 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

7 契約手続等

選定された最適提案者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

8 その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 提案書について

- ① 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行なうことがある。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。
- ③ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

ア. 嬉野市情報公開条例に基づき公開する場合

9 問い合わせ先

嬉野市役所 産業振興部 茶業振興課 (担当：中野)

〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

TEL:0954-42-3308 FAX:0954-42-3300

Email: chagyou @city.ureshino.lg.jp